

収入により生計を維持するもののうち、20歳以上60歳未満のもの」と規定しています。
そして、第2号被保険者については、第9条では年齢制限を設けていません。

ところが、国民年金法附則第3条では、
第2号被保険者の特例があり、65歳以上の第2号被保険者とは、
老齢や退職を支給事由とする年金の受給権を有しない者、となっています。

つまり、65歳以上で、老齢の年金の受給権を持っている人は、
被用者年金(厚生年金)のある会社で働いておられれば、
厚生年金保険の被保険者とはなるが、国民年金の第2号被保険者
ではなくなる、ということなのです。

そして、この65歳以上で、第2号被保険者でなくなった人の配偶者は、
60歳未満でそれまで第3号であった場合、第3号とはみなされなく
なります。

この場合、ご自身が60歳に達するまで、国民年金の第1号被保険者となる、ということになります。

●具体的には

第2号である夫(妻)が65歳に到達した場合、その60歳未満の妻(夫)に
国民年金保険料の納付を知らせる封書が届きます。

ずっと、第3号被保険者であった方からご相談を受けました。

突然、お知らせが届き、上記の事を指摘されても、
夫は、以前(65歳前)と同じように、保険料を払っているのに、どうして??
と驚いておられました。

今後、65歳以降でも働く方が増えていきます。
そして、配偶者との年齢差が5歳以上あるご夫婦では、今後頻繁に
起こりうるケースです。

日本年金機構も、今後、このような、個別のケースについて
WEBサイトや、事務所窓口で、わかりやすく説明することが必要では
ないかと思います。

★トピックス ～第3号の制度は～

第3号被保険者制度は、
昭和61年の現在の年金制度が改定されるときに、出来た制度です。

昭和59年1月の社会保険審議会が、当時の厚生大臣の渡部恒三氏へ、
「基礎年金制度導入による、被用者(会社員、公務員等)の
妻の年金保障を高く評価する。」と答申しています。

~~~~~編集後記~~~~~

私の事務所のある、占出山町の  
祇園祭限定の銘菓「吉兆あゆ」は、  
どら焼き生地で、求肥を包んだ  
夏らしくあっさりしたおいしいお菓子です。

祇園祭のご見物で、  
烏丸錦小路西の占出山にお越しの節は  
お参りとともに、ぜひぜひ。  
そすすめです。

今回は、祇園祭なので、  
ビール以外をお勧めしてみました。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
